

特別養護老人ホーム一宮苑運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人児童愛護会が経営する特別養護老人ホーム一宮苑(以下「施設」という)が行う指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行い、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 特別養護老人ホーム一宮苑

2 所在地 千葉県長生郡一宮町一宮 389

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1人

施設長は、事業所の運営管理及び業務の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人

医師は、入所者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、入所者の生活相談、サービスの企画や実施等を行う。

(4) 介護職員 看護職員と併せて入所者に対し3対1以上(常勤換算)

介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

常勤換算法は平成11年厚生省令第39号第2条第3項の規定に拠る。以下同

(5) 看護職員 介護職員と併せて入所者に対し3対1以上(常勤換算)

看護職員は、入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 栄養士または管理栄養士 1人以上

栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養管理指導等を行う。
日常生活を営むのに必要な機能の改善及び、減退を防止する為の訓練を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入所者に対して適切な施設サービス計画の作成等を行う。

(9) 事務職員 1人以上

事務職員は、入所者、職員及び運営のための必要な事務を行う。

2 その他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は54人とする。

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所に際しては、入所申込者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 居宅での生活を希望する入所者に対しては、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な家庭復帰のための援助を行う。

6 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者及び、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき施設サービス計画を作成する。計画は他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を入所者に説明し交付する。

5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 入所者の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供する。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 職員は、サービスの提供に当たって、入所者及びその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 定期的にサービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図る。

(介護サービスの内容)

第12条 一週間に2回以上、適切な方法による入浴、又は清拭等を提供する。

2 入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。

4 入所者に対し適切に、離床、着替え、整容等の介護を行う。

5 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。

6 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者の負担による事業所の従業者以外のものによる介護は受けさせない。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

(相談及び援助)

第14条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又

はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に入所者の家族との連携を図り入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第16条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能回復の訓練を実施し、またその減退を防止するための訓練も行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとり、その結果を記録するとともに、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載することとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第18条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

(利用料の受領)

第19条 指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、入所者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 1 入所者が選定する特別な食事の費用
- 2 理美容代
- 3 事務手続代行手数料
- 4 居住に要する費用(居住費)
 - ・光熱水費に相当する費用
 - 日 額 1,000円
- 5 食事に要する費用(食 費)
 - ・食材料費及び調理に係る費用
 - 日 額 1,800円
 - 内訳:朝食 490円
 - 昼食 700円(含おやつ代)
 - 夕食 610円

ただし、前号及び本号について、保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した月の初日から当該認定証の居住費の負担限度額及び食事の負担限度額とする。

6 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 入所者は、契約書別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払

うものとする。

(料金の変更)

第20条 前条第5項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。

2 前条第3項及び4項に定めるサービス利用料金(食事代の標準自己負担額を除く)については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。

3 入所者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第22条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第23条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第24条 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診するものとする。

(衛生保持)

第25条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第26条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

2 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

4 指定した場所以外で火気を用いること。

5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第28条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮しつつサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第29条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第30条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受けた、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第31条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設サービスの提供は、施設の職員によって実施する。但し、サービス提供にあたって、入所者との直接の係わりが無い業務についてはこの限りではない。

(衛生管理等)

第32条 施設職員は設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行い、感染症の発生或いはまん延がないよう努める。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第33条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定め、次の各号に掲げる体制を構築するものとする。

- 1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保する。
- 2 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保する。
- 3 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 4 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)に届ける。
- 5 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。
- 6 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 7 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努める。
- 8 施設は、入院治療を必要とする入所者のための協力機関を定める。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第34条 指定介護老人福祉施設サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、看護職員への連絡または予め定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

- 2 協力体制 看護職員へのオンコール体制など24時間の支援体制をとる。
- 3 連絡手段 電話または携帯電話(事業所の看護職員が必要と判断した場合、配置医師に連絡する。)
- 4 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

(掲 示)

第35条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、協力歯科医院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(個人情報守秘義務)

第36条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取

扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 居宅介護支援事業者またはその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して保険者からの文書の提出・提示の求め、または保険者からの質問・照会があった場合はそれに応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。保険者からの指導または助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合はそれに従い必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第39条 施設運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(身体拘束について)

第40条 サービスの提供に際し、入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、家族への説明・同意を行う。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3)事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに改善に向けての必要な措置を講じる。

3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第42条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第43条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第44条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(口腔衛生の管理)

第45条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(1)当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

(2)(1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生

の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

(会計の区分)

第46条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第47条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他)

第48条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程を改正、廃止するときは事業所の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成15年3月22日一部改正、平成14年4月1日より適用する。

3 平成17年9月15日一部改正、平成17年10月1日より適用する。

4 平成18年3月18日一部改正、平成18年4月1日より適用する。

5 平成19年12月22日一部改正、同日より適用する。

6 平成27年4月1日一部改正、同日より適用する。

7 平成27年8月1日一部改正、同日より適用する。

8 平成30年4月1日一部改正、同日より適用する。

9 令和3年4月1日一部改正、同日より適用する。

10 令和6年4月1日一部改正、同日より適用する。

11 令和6年8月1日一部改正、同日より適用する。